国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成３０年６月１１日
北 陸 信 越 運 輸 局

貸切バス事業者に対する車両の使用停止処分について

一般貸切旅客自動車運送事業者である有限会社金子に対する苦情申告情報を端緒として、長野運輸支局では平成２９年１１月２１日に臨店監査を実施したところ、道路運送法等関係法令に違反する事実が確認されたことから、北陸信越運輸局は、下記のとおり事業用自動車の使用停止の処分を行いましたので、お知らせします。

記

１．処分の年月日
平成３０年６月１１日

２．処分対象の事業者及び営業所（所在地）
有限会社　金子（長野県下高井郡山ノ内町佐野２５６２）
本社営業所（長野県下高井郡山ノ内町佐野２５６５－４）

３．処分の内容
（当該事業者の保有車両数：１５両）
・貸切バス車両１２両を延べ２７０日間使用停止とする。
（平成３０年６月１１日から
平成３０年７月３日まで（６両×２３日間使用停止）
平成３０年６月１１日から
平成３０年７月２日まで（６両×２２日間使用停止））
・この処分により付された違反点数は２７点である。（累積違反点数は２７点）
（当該事業者の処分日前の過去３年間における累積違反点数は０点）

４．主な違反の概要
①営業所の位置及び自動車車庫の位置並びに収容能力の事業計画変更認可を受けていなかったこと。
（事業計画の変更認可違反）
道路運送法第１５条第１項違反

②営業区域外旅客運送を行っていたこと。
（営業区域外旅客運送）
道路運送法第２０条違反

③交替運転者の配置基準を遵守していなかったこと。

（交替運転者の配置義務違反）

道路運送法第２７条第３項（旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第６項）違反

④点呼の実施が不適切であったこと。

（点呼の実施義務違反）

道路運送法第２７条第３項（旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第１項）違反

⑤乗務等の記録が不適切であったこと。

（乗務等の記録義務違反）

道路運送法第２７条第３項（旅客自動車運送事業運輸規則第２５条第２項）違反

⑥運行記録計による記録をしていなかったこと。

（運行記録計による記録義務違反）

道路運送法第２７条第３項（旅客自動車運送事業運輸規則第２６条第１項）　違反

⑦自家用自動車を使用して営業類似行為を行っていたこと。

（事業の健全な発達を阻害する競争違反）

道路運送法第３０条第２項違反

他５件について、文書警告及び勧告処分に該当する違反が確認されました。

（問い合わせ先）
北陸信越運輸局自動車交通部自動車運送事業安全監理室
℡　０２５－２８５－９１６４
（担当：猿谷（サルヤ）、樋詰（ヒヅメ））